

■ 障害児への支援

【障害児福祉保健課の所管事業】

児童福祉法に基づく事業	障害児通所支援	児童発達支援	学齢前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
		医療型児童発達支援	学齢前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療等を行います。
		放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行います。
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	入所障害児支援	福祉型障害児入所支援	障害児が入所し保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導等を受けます。
		医療型障害児入所支援	障害児が入所し保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な機能訓練や日常生活の指導及び治療を受けます。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児利用支援計画案を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	

横浜市独自の事業	地域療育センター	障害がある、またはその疑いのある児童の地域における療育体制の充実などを目的として方面別に設置している地域療育センターの運営を行っています。
	障害児居場所づくり事業	学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことができる居場所を確保することで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活の社会参加が実現できる環境を整えます。
	学齢後期障害児支援事業	医師、ソーシャルワーカー等のスタッフを配置し、学齢後期（概ね中学校期以降）の主として発達障害のある児童またはその疑いのある児童を対象として、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談、関係機関との調整等を行います。
	メディカル ショートステイ事業	常時医療的ケアが必要な重症心身障害児者を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、市立病院、地域中核病院の協力を得て入院による受け入れを行い、在宅生活の安定を図ります。
	地域訓練会運営費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成しています。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児医療連携事業 ・身体障害者奨学金支給事業 ・訓練・介助器具助成事業 ほか

*障害者総合支援法に基づくホームヘルプ、ガイドヘルプ、短期入所、日中一時支援、補装具費の支給、日常生活用具の給付は、健康福祉局障害福祉部で所管

■ 地域療育センターの概要

1 設置目的

(1) 早期療育体制の整備

区福祉保健センターの実施する乳幼児健康診査と連携して、障害の早期発見・早期療育を行います。

(2) 専門的・総合的機能の整備

知的障害児及び肢体不自由児の通園施設のほかに診療部門を設け、医師、理学療法士、作業療法士及び臨床心理士等の専門スタッフを配置し、重度・重複障害に対しても専門的な評価・指導・訓練を各スタッフの連携により総合的に行います。

(3) 地域の療育の拠点

担当地域の福祉保健センター・児童相談所との連携及び保育所・幼稚園・小学校・障害児地域訓練会への技術支援等を行うほか、障害児の療育に関する相談窓口を設置し、地域の障害児療育の拠点施設としての機能を果たします。

2 対象児童

(1) 障害種別

基本的には、すべての障害を対象としますが、主な対象は知的障害、自閉症、言語障害（難聴を含む）、肢体不自由、重症心身障害及び重複障害とします。

(2) 年齢

0歳から学齢前期（小学校期）までの児童を対象とします。

3 導入施設

(1) 児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設）（定員 50 人）

(2) 医療型児童発達支援センター（旧肢体不自由児通園施設）（定員 40 人）

(3) 診療所（リハビリテーション科、児童精神科、小児神経科及び耳鼻科等）

4 機能

(1) 相談・地域サービス部門

ア 障害児の療育に関する相談（外来相談・電話相談）

イ 障害児の通園措置等に関する児童相談所との調整

ウ センター卒園児の進路（保育所、学校等）に関する調整

エ 福祉保健センター乳幼児健康診査後の療育相談へのスタッフ派遣

オ 保育所・幼稚園・障害児地域訓練会への技術支援

(2) 診療部門〔診療所〕

ア 障害児の医学的・心理的な診断・検査・評価

イ 運動発達障害児への訓練

ウ 精神発達障害児への心理指導

エ 言語障害児への言語訓練

オ 保護者に対する家庭内での訓練方法等の指導

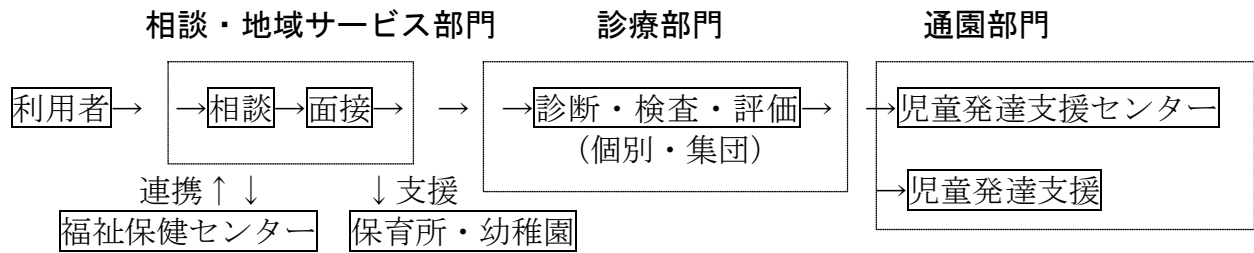
(3) 通園部門〔児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援〕

ア 年齢、障害等に応じた弾力的なクラス編成

イ 年齢、障害状況等に応じた通園日数の設定

ウ 年齢、障害状況等に応じた通園方法（親子通園及び単独通園）の設定

5 業務の基本的な流れと施設機能



6 スタッフ

部 門	職 種
管 理 部 門	事務、栄養士、調理員及び運転手
相談・地域サービス部門	ケースワーカー及び保健師
診 療 部 門	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床心理士、児童指導員及び保育士
通 園 部 門	児童指導員、保育士、臨床心理士、看護師、理学療法士及び作業療法士

※ 常勤医師はセンター長 1 名

7 施設内容

指導室、集団指導室、訓練室、相談室、診察室、水治療室、検査室、その他の諸室

8 整備状況

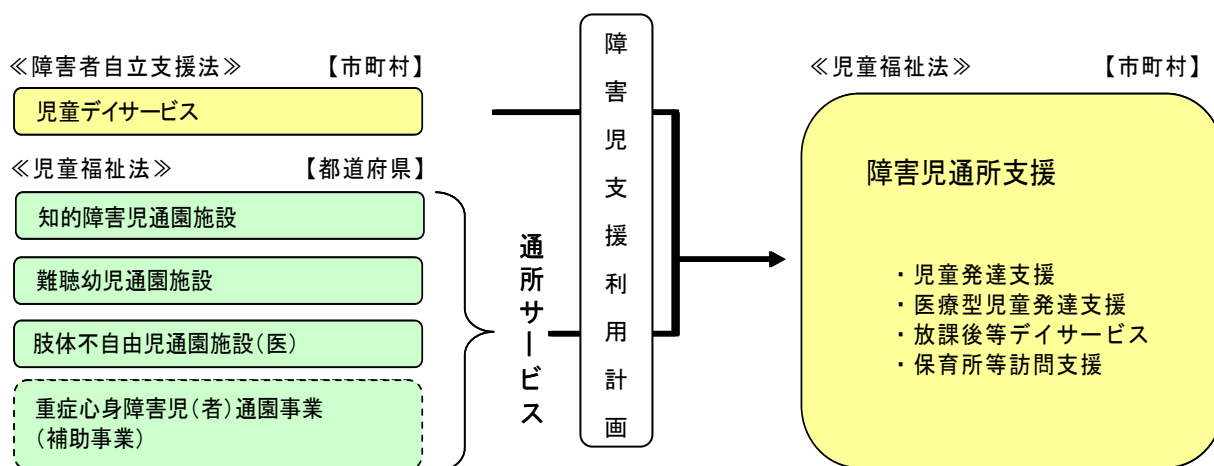
施設名	所在地	担当区域	運営主体（指定管理者）※
南部地域療育センター	磯子区杉田	磯子区、金沢区	(福) 青い鳥
戸塚地域療育センター	戸塚区川上町	戸塚区、泉区	(福) 横浜市 リハビリテーション事業団
北部地域療育センター	都筑区葛が谷	緑区、都筑区	(福) 横浜市 リハビリテーション事業団
中部地域療育センター	南区清水ケ丘	西区、中区、南区	(福) 青い鳥
西部地域療育センター	保土ケ谷区 今井町	保土ケ谷区、旭区、 瀬谷区	(福) 横浜市 リハビリテーション事業団
東部地域療育センター	神奈川区東神奈川	鶴見区、神奈川区	(福) 青い鳥
地域療育センター あおば	青葉区黒須田	青葉区	(福) 十愛療育会
よこはま港南 地域療育センター	港南区野庭町	港南区、栄区	(福) 横浜市 リハビリテーション事業団
横浜市総リハビリ テーションセンター	港北区鳥山町	港北区+全市対応	(福) 横浜市 リハビリテーション事業団

※地域療育センターあおば、よこはま港南地域療育センターは民設民営

障害児通所支援の概要

平成24年4月1日に児童福祉法が改正され、障害種別に分かれていた施設体系が通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）にそれぞれ一本化されました。また、障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」が、児童福祉法に位置づけられ、未就学児を対象とした「児童発達支援」と学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」として再編されました。

合わせて、障害児通所支援の支給決定プロセスの見直しが行われ、障害児相談支援事業者が、障害児通所支援の障害児支援利用計画を作成することとなりました。（障害児相談支援については、横浜市では、平成25年4月～開始）



■ 学齢障害児地域生活支援のための必要性

障害児のよりよき成長を図るために、特別支援学校教育のほかに療育（発達支援や社会性の獲得等）機会の提供を継続することは必要であり、療育センター利用から継続した支援体制をつくることで、学齢後期や学齢後に課題となる二次障害を防ぎ、学齢以降の支援に困難を残さない事が可能となると考えます。

療育センター以降の小・中学校の時期の生活圏域内に、相談・訪問・通所等の支援を有する場（→放課後等デイサービス事業所）を設置し、療育センター後の成長の支援を学齢期全般にわたり行っていく。日々の生活のなかに係り、児童の成長に伴走することが重要と考えられます。

さらに、学齢期から大人になっても、同じ生活圏域内において、継続して障害福祉サービスを受けることができるような支援が望ましいと考えます。

